

発議第3号

令和5年3月16日

下野市議会議長 石田陽一様

提出者	下野市議会議員	秋山幸男
賛成者	同	大島昌弘
同	同	村尾光子
同	同	小谷野晴夫
同	同	貝木幸男
同	同	伊藤陽一

下野市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり下野市議会会議規則第14条の規定により提出する。

下野市議会規則第 号

下野市議会会議規則の一部を改正する規則

下野市議会会議規則（平成18年下野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第121条」の次に「・第121条の2」を加える。

第82条の2の次に次の1条を加える。

（委員会への出席に関する措置）

第82条の3 委員は、下野市議会委員会条例（平成18年下野市条例第166号）第11条の2第1項に規定するオンラインによる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席することができる。

第85条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第97条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第7章中第121条の次に次の1条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第121条の2 前条の協議等の場について、招集権者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延、災害等の発生等により構成員が開会場所に参集することが困難と判断される場合
- (2) 育児、介護等のやむを得ない事由により、開会場所への参集が困難な構成員からオンラインによる方法での開会の求めがある場合
- (3) その他招集権者が特に必要と認める場合

- 2 前項の規定により開く協議等の場において、オンラインによる方法で出席を希望する構成員は、あらかじめ招集権者の許可を得なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

下野市議会会議規則新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場（第121条・第121条の2）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場（第121条_____）</p>
<p><u>（委員会への出席に関する措置）</u></p> <p><u>第82条の3 委員は、下野市議会委員会条例（平成18年下野市条例第166号）第11条の2第1項に規定するオンラインによる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席することができる。</u></p>	<p><u>（追加）</u></p>
<p><u>（委員外議員の発言）</u></p> <p>第85条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。</u></p>	<p><u>（委員外議員の発言）</u></p> <p>第85条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（追加）</u></p>
<p><u>（紹介議員の委員会出席）</u></p> <p>第97条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u></p>	<p><u>（紹介議員の委員会出席）</u></p> <p>第97条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（追加）</u></p>
<p><u>（協議等の場の開催方法の特例）</u></p> <p><u>第121条の2 前条の協議等の場について、招集権者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。</u></p> <p><u>（1） 新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延、災害等の発生等により構成員が開会場所に参加することが困難と判断される場合</u></p> <p><u>（2） 育児、介護等のやむを得ない事由により、開会場所への参加が困難な構成員からオンラインによる方法での開会の求めがある</u></p>	<p><u>（追加）</u></p>

場合

(3) その他招集権者が特に必要と認める場合

2 前項の規定により開く協議等の場において、
オンラインによる方法で出席を希望する構成
員は、あらかじめ招集権者の許可を得なければ
ならない。